

船舶事故調査報告書

平成28年1月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）
委員 小須田 敏
委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成26年10月13日 03時13分ごろ
発生場所	北海道標津町標津漁港の東防波堤先端 標津港北防波堤灯台から真方位293° 280m付近 （概位 北緯43° 39.9′ 東経145° 08.2′）
事故の概要	漁船純好丸は、標津漁港を南東進中、東防波堤先端に衝突した。 純好丸は、甲板員9人が負傷し、船首部に破口を伴う凹損を生じ、 また、防波堤は、先端に欠損を生じた。
事故調査の経過	平成26年10月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 純好丸、19トン HK2-22105（漁船登録番号）、個人所有 21.45m（Lr）×4.50m×1.29m、軽合金 ディーゼル機関、636kW（動力漁船登録票による）、平成3年6月17日
乗組員等に関する情報	船長 男性 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年8月27日 免許証交付日 平成23年4月11日 （平成28年10月2日まで有効）
死傷者等	重傷 2人（甲板員） 軽傷 7人（甲板員）
損傷	本船 船首部に破口を伴う凹損 東防波堤 先端のコンクリートに欠損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	本船は、船長及び甲板員11人が乗り組み、さけ定置網漁のため、 標津漁港の係留岸壁を離岸して港口に向かった。 本船は、船長が操舵室中央に立ち、レーダーを3海里レンジのヘッドアップ表示及びGPSプロッターを同距離レンジ表示とし、遠隔操舵装置を使用して手動操舵で操船に当たっていたところ、僚船1隻が

	<p>入航してきたので、右舷対右舷で通過し、同じ針路で出航することとして約7ノットの対地速力で南東進した。</p> <p>船長は、接近してくる僚船の喫水付近を注視しているうち、同船の探照灯の灯火が目に入って眩惑されたものの、目視による見張りで航行し、僚船と右舷を対して通過した。</p> <p>本船は、僚船と通過後、航行を続けていたところ、船長が、乗組員の叫び声を聞いて船首方至近に迫った東防波堤に気付き、左舵一杯を取って機関を後進に掛けたものの、平成26年10月13日03時13分ごろ同防波堤先端に衝突した。</p> <p>本船は、衝突後、自力で標津漁港の岸壁に着岸し、負傷者は救急車で病院に搬送され、2人が外傷性脳出血、顔面骨折、右血胸^{けっきょう}等、7人が肋骨骨折、打撲、頸椎捻挫^{けいつい}等と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、本船には新造時から船長として乗船しており、標津漁港の入出港経験は30年以上に及び、本事故当時、健康状態は良好であった。</p> <p>船長は、入航してきた僚船が同業の定置網漁船であることを知っており、いつも漁獲量が多いので、同船の漁模様が気になり、船体の沈み具合で漁獲状況を判断しようとして同船の喫水付近を注視していた。</p> <p>船長は、僚船の探照灯の灯火が目に入って眩惑された際、右舷船首方の東防波堤先端に設置された標識灯(以下「本件標識灯」という。)の灯火を判別できない状態となったものの、慣れた港内なので、同灯火を視認しなくても支障なく航行できるものと思った。</p> <p>船長は、僚船と右舷を対して通過した後、無意識のうちに遠隔操舵装置のつまみを僅かに右舵方向に操作したようだと本事故後に思った。</p> <p>本件標識灯は、灯質が、単閃緑光、毎4秒に1閃光、光達距離は5.5kmであった。</p> <p>本船は、遠隔操舵装置の感度が良好で、僅かなつまみの動きで舵が反応していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、標津漁港を港口に向けて南東進中、船長が、入航してきた僚船の探照灯の灯火が目に入って眩惑されたことから、東防波堤に向かう態勢となったことに気付かずに航行し、同防波堤先端に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、入航してきた僚船の船体の沈み具合で漁獲状況を判断しよ</p>

	<p>うと喫水付近を注視しているうち、同船の探照灯の灯火が目に入って眩惑されたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、標津漁港を港口に向けて南東進中、船長が、入航してきた僚船の探照灯の灯火が目に入って眩惑されたため、東防波堤に向かう態勢となったことに気付かずに航行し、同防波堤先端に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間、港内を航行する場合、他船からの探照灯の灯火等が目に入って眩惑されないよう、強い灯火から視線を外すとともに、レーダー等を併用して見張りを適切に行うこと。 ・夜間、港内を航行する場合、見張りの妨げになるような強い灯火を他船に向けて照射しないこと。

付図1 事故発生経過概略図

